

様式第5号（第5条関係）

御環許可第4-5号

一般廃棄物処理業許可証

住 所 熊本市中央区水前寺3丁目3番25号
氏 名 河津造園株式会社
代表取締役 先崎 尚祐

事業所の所在地	熊本県上益城郡益城町大字小谷 1323-5
事業所の名称	河津造園株式会社 木くずリサイクルセンター
作業区域	御船町内のうち「御船町甲佐町衛生施設組合」
廃棄物の種類	事業系一般廃棄物（木くず）
許可期限	令和4年4月1日～令和6年3月31日
処理業の区分	収集及び運搬
その他許可条件	<ul style="list-style-type: none">・指定された廃棄物以外は処分しないこと。・収集した廃棄物は、自社施設において保管し再生利用すること。・町長の指示に従うこと。

令和4年2月15日付申請の一般廃棄物処理業については、御船町廃棄物の処理及び清掃に関する規則第5条の規定により許可する。

令和4年4月1日

御船町長 藤 木 正 幸

